

令和4年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年3月1日(火)午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第 1号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第 3号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて
 - 議案第 4号 選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて
 - 議案第 5号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - 議案第 6号 選挙長及びその職務代理者の選任について
 - 議案第 7号 選挙長の執務場所を定めることについて
 - 議案第 8号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - 議案第 9号 委員長の専決事件の指定について
 - 議案第10号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて
 - 議案第11号 投票所を定めることについて
 - 議案第12号 投票所の閉鎖時刻について
 - 議案第13号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて
 - 議案第14号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
 - 議案第15号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
 - 議案第16号 選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて
 - 議案第17号 候補者届出の受付順位の決定方法について
 - 議案第18号 投票及び開票の順序を定めることについて

- 議案第19号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
議案第20号 選挙会の日時及び場所を定めることについて
議案第21号 選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて
議案第22号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めること
について
協議第 1号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画につい
て
協議第 2号 選挙公営の手引きについて

午前8時54分

石井書記長 おはようございます。ただいまより、令和4年第1回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会にあたりまして、嶋田委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き進行の方もよろしくお願ひします。

嶋田委員長 改めて皆さんおはようございます。雪の量が多く心配でしたが、ようやく融け始めてきたと感じています。大湊村の方では田んぼの畦畔も見えてきましたが、私の地域ではまだまだ雪が残っています。

雪も然ることながら、新型コロナウイルスも感染が拡大し、油断できない状況が続いておりますので、皆さんお互いに気を付けたいと思います。

本日の案件は、定時登録の他、町長選挙、町議会議員選挙に関する案件となりますので、どうか慎重なご審議をよろしくお願ひします。

議事録の署名委員ということで、大沢委員と加賀谷委員にお願ひ致します。

それでは、案件の議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。それでは議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和4年3月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和4年3月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成15年12月3日から平成16年3月2日までの方が対象となります。人数は、男11人、女10人、計21人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和3年12月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和3年9月2日から令和3年12月1日までに転入した方で、人数は、男17人、女16人、計33人。

よって、本日の登録者総数は、男28人、女26人、合計54人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第1号の説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿の確認をお願いします。確認が終わりましたら、お声掛けをお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 何も無いようでございますので、議案第1号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第28条の規定により、令和4年3月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和3年12月1日から令和4年2月28日までの方が対象で、男46人、女49人、計95人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、令和3年10月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和3年8月1日から令和3年10月31日までとなります。人数は、男28人、女24人、計52人とな

ります。

よって、本日の抹消者総数は、男74人、女73人、合計147人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁から5頁、転出抹消は6頁から7頁に記載しております。以上で、議案第2号の説明を終わります。

嶋田委員長 抹消名簿について人数が多いので確認に時間を要すると思いますが、名簿の確認をお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」は原案どおり決定致します。

続きまして、報告第1号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第1号「登録の移替えをした者について」。

令和4年3月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和3年12月1日から令和4年2月28日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男10人、女19人、合計29人となります。

別冊名簿の8頁から9頁に対象者を掲載しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿の確認をお願いします。

畠山書記 委員長、名簿の記載で、No.3 No.10の方は同一人物です。No.の転居をした後、No.10の転居をしています。それとNo.5番の方ですが、死亡抹消名簿のNo.16にも記載されています。この方は転居後にお亡くなりになられたということで、このような記載となっております。

嶋田委員長 はい。わかりました。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご意見等無いようですので、報告第1号「登録の移替えをした者について」は原案どおり承認致します。

続きまして、報告第2号と報告第3号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第3号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明をお願い致します。

畠山書記 はい。報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は278である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回3月定時登録の抹消者数が147人、登録者数が54人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,413人、女7,468人、合計で13,881人となり、前回12月定時登録から93人の減となっております。この13,881人の50分の1の数が278となります。

続きまして、報告第3号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,627である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,627となります。

以上で、報告第2号と第3号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。説明のとおり、今回13,881人の50分の1、3分の1を割り返した数字でありますので、報告第2号、3号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、原案どおり決定致します。

続きまして議案第3号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めること

について」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第3号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて」。公職選挙法第143条第17項及び公職選挙法施行令第110条の5第8項並びに三種町公職選挙執行規程第9条第2項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を、次のとおり定める。

有効期限 令和8年3月

ご説明致します。

公職選挙法及び施行令で規定される、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の表示に用いる証票は、三種町公職選挙執行規程で、選挙管理委員会において有効期限を定めるとされており。現在の証票は、平成30年に作成され、有効期間が4年となっており、本年の3月が有効期限となっていることから、前回同様4年の有効期間とし、有効期限を令和8年3月までにしたいとするものです。

なお、この証票は、候補者一人につき、又は同一の候補者に係る後援団体の全てを通じて、それぞれ4枚以内を上限枚数として申請することが出来ます。説明は以上です。

嶋田委員長

はい。有効期限を4年ということで、令和8年3月までということですが原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは、議案第3号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて」については原案どおり決定致します。

嶋田委員長

続きまして、議案第4号、第5号。「選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて」、「選挙人名簿の移替えの延期について」は選挙時登録に関する案件ですので一括して審議したいと思えます。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。始めに、議案第4号「選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第22条第2項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

1 被登録資格の決定の基準となる日 令和4年5月9日（月）。
（ただし年齢については令和4年5月15日）

2 登録を行う日 令和4年5月9日

内容について説明します。

まず、1の「被登録資格の決定の基準となる日」につきまして、今回の同時選挙に伴う選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めるもので、告示日の前日5月9日（月）に定めたいとしております。

なお、年齢要件につきましては、選挙日当日の5月15日までに満18歳になる方を対象と致します。

また、2の「登録を行う日」につきましては、基準日5月9日に委員会を開催し、選挙人名簿への登録を行うこととしております。

続きまして、議案第5号「選挙人名簿の移替えの延期について」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間 令和4年4月15日（金）から令和4年5月15日（日）まで。

内容につきましては、選挙人名簿に登録されている方が、他の投票区に町内転居された場合、選挙人名簿上の投票区の移替えを行う必要がありますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、投票区の移替えを延期できることとなっております。公職選挙法上は、最大で選挙の前60日間、登録の移替えを延期できることとなっております。

今回の同時選挙に伴いまして、4月14日の夜に投票所入場券のデータ作成を行います。投票所入場券を作成した後に町内転居で投票区が変わる方につきましては、選挙が終わるまで投票区の移替えは行わない取扱いとなります。

議案第4号、5号の説明については以上です。

嶋田委員長

はい。説明のとおり、議案第4号、5号「選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて」、「選挙人名簿の移替えの延期について」について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　それでは、議案第4号、5号については原案どおり決定致します。

　　続きまして、議案第6号「選挙長及びその職務代理者の選任について」を議題としますが、議案第6号のうち「選挙長の選任」については、私に関係することになります。

　　この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができないこととなりますので、「選挙長の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思っております。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員　「はい、わかりました。」

嶋田委員長　それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
（「異議無し」の声有り。）

嶋田委員長　ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員　それでは、議長として議事進行させていただきます。

　　議案第6号のうち「選挙長の選任について」を議題としますので、嶋田委員長は退席ということでお願いします。

　　事務局より説明をお願いします。

畠山書記　議案第6号のうち「選挙長の選任」について。

　　令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長を次のとおり選任する。

　　選挙長につきましては、公職選挙法第75条第1項の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任した者をもって充てることとなっておりますので、議案のとおり「嶋田委員長」を選挙長に選任したいとしております。説明を終わります。

田村委員　議案第6号のうち「選挙長の選任」について、ご質問・ご異議等ございませんか。

（「ありません」の声有り。）

田村委員　ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定致します。

　　議案第6号のうち「選挙長の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。

嶋田委員長　田村委員、ご苦労様でした。

　　それでは、次に、議案第6号のうち「選挙長の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席ということでお願いします。事務局より説明をお願いします。

- 畠山書記 議案第6号のうち「選挙長の職務代理者の選任」について。
令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の職務を代理する者を次のとおり選任する。
選挙長の職務代理者につきましても、選挙長と同様に、当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任した者をもって充てることとなっておりますことから、議案のとおり「田村委員」を選任したいとしております。説明を終わります。
- 嶋田委員長 職務代理者については田村委員にお願いしたいということですが、よろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）
- 嶋田委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定致します。
続きまして、議案第7号「選挙長の執務場所を定めることについて」。事務局から説明の方お願い致します。
- 畠山書記 はい。議案第7号「選挙長の執務場所を定めることについて」。
令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。
選挙長の執務場所につきましては、ご覧のとおり、告示日5月10日午前8時30分から選管事務室に定めたいとしております。
- 嶋田委員長 はい。議案第7号「選挙長の執務場所を定めること」について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）
- 嶋田委員長 それでは、議案第7号については原案どおり決定致します。
次に、議案第8号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」、第9号「委員長の専決事項の指定について」は、ポスター掲示場関連の案件ですので、一括して審議したいと思いません。事務局より説明をお願いします。
- 畠山書記 はい。議案8号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。
令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における三種町ポスター掲示場設置条例第2条第1項の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。
ポスター掲示場の設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区49箇所、山本地区62箇所、八竜地区46箇所の計157箇所となります。

設置場所の詳細につきましては、次の13頁以降に別紙として記載しておりますので、後程ご確認いただきたいと思います。

昨年の衆議院議員総選挙時からの変更はありません。

続きまして、議案第9号「委員長の専決事件の指定について」。

三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事項令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示板の区画数。説明致します。

ポスター掲示場の区画数につきましては、三種町公職選挙執行規程において、選挙の都度選挙管理委員会が定められておりますが、議員定数やこれまでの新聞報道の他、3月25日開催の立候補者説明会の参加人数を勘案して決定した後、4月1日以降速やかに掲示場設置・撤去契約事務を執行したいので、区画数を専決事項に指定したいとするものです。なお、4月15日に予定している第2回選挙管理委員会で改めて報告させていただきます。

以上で、議案第8号と議案第9号の説明を終わります。

嶋田委員長

はい。ポスター掲示場の設置場所については、前回から変更ないということで、各自確認していただきたいと思います。

ポスター掲示場の区画数については、25日の説明会以降決定ということですが、不足とならないよう気を付けて決めていただきたいと思います。

議案第8号と議案第9号の説明について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは、原案どおり決定致します。

次に、議案第10号「投票用紙の色及び文字の色を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第10号「投票用紙の色及び文字の色を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票用紙の色及び文字の色を次のとおり定める。

- | | | | |
|---|-------------|-----------|------|
| 1 | 三種町長選挙 | 投票用紙の色 | 白 |
| | | 投票用紙の文字の色 | 黒 |
| 2 | 三種町議会議員一般選挙 | 投票用紙の色 | オレンジ |

投票用紙の文字の色 黒

町の選挙の投票用紙に関しましては、三種町公職選挙執行規程に定めがありまして、同時に2つの選挙が行われる場合には、異なった色の用紙又は異なった色のインクで印刷することができることとなっておりますので、ご覧のとおり用紙の色、文字の色を定めたいとしております。

なお、前回の選挙では、同じ配色としています。以上で説明を終わります。

嶋田委員長 はい。町長選挙の用紙が白で文字が黒、議員選挙の用紙がオレンジに文字が黒ということで、前回と同じということですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

田村委員 誤交付の無いよう注意してください。

嶋田委員長 はい。それでは、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

では、原案どおり決定致します。

次に、議案第11号「投票所を定めることについて」、議案第12号「投票所の閉鎖時刻について」、議案第13号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」は投票に関する議案でありますので、一括して審議を致します。

事務局より説明をお願いします。

嶋山書記 はい。議案第11号「投票所を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

投票区につきましては、琴丘地区が6投票区。山本地区が8投票区。八竜地区が7投票区の計21投票区となり、投票所につきましても、これまでと変更はありません。

次に、議案第12号「投票所の閉鎖時刻について」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰上げる。

閉鎖時刻を2時間繰上げる。

投票の時間 自 午前7時00分 至 午後6時00分

今回の選挙における各投票所の閉鎖時刻につきましては、これまでの町の選挙と同様に、2時間繰上げを行い、午後6時までとする内容となります。

投票所の開閉時刻につきましては、公職選挙法上、原則午前7時から午後8時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情がある場合等には、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内で繰上げできることとなっております。

この点、今回の選挙は、町民に一番身近で、重要な選挙でございますので、できるだけ早く選挙結果をお伝えする必要もあります。また、当日の投票時間を2時間早めても、期日前投票の浸透によって、投票機会が十分確保されますことから、今回も閉鎖時刻を2時間繰り上げたいとしております。

続きまして、議案第13号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所については、ご覧のとおり、琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3会場としております。

2 設置する期間につきましては、告示日の翌日5月11日から選挙日の前日5月14日までの4日間、時間は午前8時30分から午後8時までとしております。

3 不在者投票につきましては、三種町選挙管理委員会事務室におきまして、期日前同様、5月11日から5月14日まで、時間も午前8時30分から午後8時までとしております。

以上で説明を終わります。

嶋田委員長 議案第11号の投票所についてはこれまでどおり変更無し、議案第12号の投票所の閉鎖時刻については全ての投票所で2時間繰上げして午後6時にするという事です。国や県の選挙時は特定の投票所のみ2時間繰上げしていますが、結果を早く皆さんにお知らせしたいという事です。議案第13号の期日前投票と不在者投票についてはこれまでどおりということで、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定致します。

次に、議案第14号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第14号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて」。

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 令和4年5月6日（金）

不在者投票につきましては、告示日の翌日から選挙期日の前日まで受付しますので、今回は4日間しか期間がありません。仕事などで遠方にお住いの有権者が、滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票を行う場合、早めに投票用紙が手元に届かないと、期間内に投票できないおそれが出てくるため、事前に不在者投票の請求があったものにつきましては、告示日前の選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始できることとなっておりますことから、その発送開始日を告示日の前の週の金曜日、5月6日に定めたいとするものです。以上です。

嶋田委員長

不在者投票の場合は、早目に行わないと間に合わなくなるリスクがありますので、5月6日金曜日ということによろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長

それでは、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第15号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条第3項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

1 日 時 令和4年5月10日（火）午後5時40分

2 場 所 三種町鵜川字岩谷子8番地 三種町役場第1会議室

選挙の際、投票記載所の記載台に候補者の氏名と党派を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めることになっておりますので、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものであります。

説明については以上となります。

嶋田委員長 議案第15号の説明について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第16号「選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて」、事務局より説明をお願いします。

嶋山書記 議案第16号「選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて」

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、三種町選挙公報の発行に関する条例第4条第2項に規定する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所を次のとおり定める。

三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町役場 第1会議室

町長選挙及び町議会議員選挙におきましては、三種町選挙公報発行に関する条例に基づき、選挙公報を発行することになります。

複数の候補者を掲載する場合の掲載順序につきましては、条例の規定により、選挙管理委員会がくじで定めることとなっております。くじを行う日時については規程で告示日の午後5時10分からと定められておりますので、5月10日午後5時10分からとなります。そのくじを行う場所を役場第一会議室に定めたいとするものです。

嶋田委員長 選挙公報に掲載する順序のくじについてです。立候補届け出が終わってからということになりますので、このような日程になります。原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第17号「候補者届出の受付順位の決定方法について」、事務局より説明をお願いします。

嶋山書記 議案第17号「候補者届出の受付順位の決定方法について」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午前8時30分現在において、三種町八竜農村環境改善センターに到着している者に限り、くじでその順位を定める。

内容について説明します。

5月10日告示日の午前8時30分から午後5時まで、隣の改善センターで立候補届出の受付を行います。

立候補届出の受付順位は、先着順が原則ですが、受付開始の午前8時30分までに複数の立候補予定者が参集している場合については、その立候補予定者の受付順位をくじで定めるというものです。説明は以上です。

次の頁に、受付要領ということで、立候補届出順位の決定の手順を載せておりますのでご覧ください。

2の「選挙長が行うくじの対象者及び方法」ですが、(1)の「くじの対象者」につきましては、選挙期日の告示日の午前8時30分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者が対象となります。

(2)の「くじを引く順序を決めるくじ」については、まず、受付順位を決めるくじの順番を決めるための予備抽選を行います。

次に、(3)立候補届出の受付順序を決めるくじ(本抽せん)を行い、受付順位を決定する流れとなります。

また、3としまして、「くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序」ということで、午前8時30分の受付開始後に到着した立候補予定者につきましては、くじによって決定された最後の順序の次の順序から到着順で番号を振ることになります。

また、4「立候補届出の受付順序」につきましては、①三種町長選挙②三種町議会議員一般選挙の順番で受付を行います。

嶋田委員長 告示日の8時30分までに複数人到着している場合に実施されることとなりますが、内容については説明のとおりで、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第18号「投票及び開票の順序を定めることについて」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第18号「投票及び開票の順序を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

公職選挙法第122条の規定により、同時選挙を行う場合の投票及び開票の順序は、選挙管理委員会が定めることとなりますので、投票の順序につきましては、三種町長選挙、三種町議会議員一般選挙の順、開票の順序につきましても同じ順番に定めたいとしております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

嶋田委員長 議案第18号の説明について、最初が町長選挙、次に議会議員選挙となりますが、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第19号「開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて」、議案第20号「選挙会の日時及び場所を定めることについて」、議案第21号「選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第19号「開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて」

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第79条第1項の規定により、その開票の事務と選挙会の事務を併せて行う。説明します。

当選人の決定は、選挙会において決定するのが原則であります。開票と選挙会を同時に行う場合は、候補者ごとの得票結果がそのまま当選人の決定となります。

続きまして、議案第20号「選挙会の日時及び場所を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

1 投票を行う場合

(1) 選挙会の日時 令和4年5月15日（日）午後7時00分
開始

(2) 選挙会の場所 三種町八竜体育館

2 投票を行わない場合

(1) 選挙会の日時 令和4年5月15日（日）午前10時00

分開始

(2) 選挙会の場所 三種町鶴川字岩谷子8番地
三種町役場 第1会議室

内容については、まず、1の投票を行う場合につきましては、先程の議案第19号のとおり、開票事務と選挙会を併せて5月15日(日)午後7時から八竜体育館で行うこととなります。また、2の投票を行わない場合(無投票の場合)につきましては、公職選挙法第100条の規定により選挙期日から5日以内に選挙会を開き当選人の決定を行わなければなりません。町長の任期満了日が5月17日となっていることから、5月15日、役場第1会議室で行うこととしております。

なお、無投票の場合とは、町長選挙及び町議会議員一般選挙がどちらも無投票となった場合で、どちらかが投票となった場合は、投票を行う場合のスケジュールでどちらも行うこととなります。

続きまして、議案第21号「選挙会(開票)参観人の数に制限を設けることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会(開票)の参観人の数を次のとおり制限する。

これにつきましては、開票の秩序保持のために参観人数の制限を設けるもので、会場の八竜体育館のスペース、また新型コロナウイルス感染症予防の観点から、候補者1人につき5人以内(立候補受付の際整理券を5枚ずつ交付します。)、2の一般の参観者につきましては、先着順に20人以内、投票日当日午前11時から11時30分まで、役場1階の玄関ホールにて入場整理券を配布する方法で行うこととしたいと思います。

平成30年の選挙では各陣営同じく5名以内、一般参観人は先着50名が参観できるようにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、出来るだけ密を回避するため、一般参観人は20人としております。ちなみに、1陣営5人とした場合、仮に24陣営とした場合120人、これに一般の参観が20人ということで、開票会場の後ろの方に140人位となる予定です。ご審議の程よろしくお願い致します。

嶋田委員長

議案第19号について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、原案どおり決定致します。

議案第20号についても、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、原案どおり決定致します。

議案第21号についてですけれど、一般の参観人については、新型コロナの影響から人数を制限するということです。受付時間が30分となっていますが。いかがですか。

石井書記

前は、参観人はあまりいなかったということでした。

加賀谷委員

いなかったですね。

嶋田委員長

候補者に関係する参観人は来るでしょうからね。では、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは、原案どおり決定致します。

最後に議案第22号「選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第22号「選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。

令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

これにつきましては、公職選挙法第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに町の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、人数は全体では3人から10人までとなっております。

従いまして、届出が11人以上となったときは、選挙管理委員会がくじで10人を定めることとなります。また、同じ政党の候補者の立会人が3人以上あるときは、その中から2人をくじで決めることとなります。

このため、選挙立会人を定めるために行うくじの日時を、令和4年5月12日(木)午後5時30分、場所を三種町役場第1会議室に定めるものであります。

嶋田委員長

選挙立会人については、多数の届出が予想されますので、原案どおりくじを実施してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは、原案どおり決定致します。

続きまして、協議第1号「三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画」について、事務局より説明をお願いします。

はい。協議第1号「三種町選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画」について。令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について、別紙のとおり定める。ご説明致します。

まず選挙の日時ですが、5月10日（火）告示、5月15日執行の同時選挙となります。

選挙すべき定数は町長1名、議員15名。

選挙長及び同職務代理者は先程ご承認いただきましたが、選挙長が嶋田委員長、職務代理者は田村委員です。

登録基準日及び登録日が5月9日（月）、選挙人名簿の閲覧中止期間が5月10日（火）から5月20日（月）となります。

登録の移替えを行わない期間は4月15日（金）から5月15日（日）となります。

立候補届出の受付についてです。届出日は5月10日（火）、場所は三種町八竜環境改善センター、届出順位は先程ご承認いただいたとおり、くじにより決定します。

届出に関する手続の「説明会」及び「事前審査」を実施しますが、説明会は3月25日（金）午前10時から三種町八竜農村環境改善センターにて、事前審査は4月27日（水）午前9時から正午まで、三種町役場にて実施します。

選挙運動用自動車の設備外積載許可の申請手続は能代警察署で実施されますが、日程は後日能代警察署から指定されることになっています。

表示板等の色ですが、町長選挙、町議会議員一般選挙ともに白地に黒文字とします。

ポスター掲示場の設置及びポスター掲示期間ですが、掲示期間は選挙の期日の告示日から選挙の期日まで。設置場所は157箇所、掲示面数は町長4区画、議会議員24区画としておりますが、本日の議案にて委員長の専決事項として指定いただいておりますので、立候補者説明会の参加状況を勘案し決定致します。掲示方法は、選管が指定した区画番号が記載されている区画に掲示します。区画番号は、届け出受理番号と同じ番号とします。

選挙公報の発行についてです。掲載文の申請期限は5月9日

(月)、受付場所は三種町選挙管理委員会事務室となります。掲載順序を定めるくじの施行日時と場所は、5月10日(火)午後5時10分、三種町役場第1会議室で施行します。

配布方法は新聞折込により配布するほか、公共施設に配置します。なお、無投票となった選挙については、発行しないものとします。

公営施設使用の個人演説会等会場は下記のとおりです。

12の投票用紙の様式等から20の選挙会の参観人の人数制限までは本日承認いただきましたとおりの内容ですので割愛させていただきます。

当選証書の付与等についてです。投票となった場合は5月15日(日)選挙会及び選挙管理委員会の終了後、三種町八竜体育館ミーティングルームにて行います。開票事務を併せて行う選挙会終了後、選挙長から選管へ報告します。当選証書は立会人へ付与します。無投票となった場合は、5月15日(日)午前10時から三種町役場第1会議室にて、無投票の選挙会及び選挙管理委員会の終了後当選証書の付与を行います。なお、無投票となった場合とは、町長選挙及び町議会議員一般選挙がどちらも無投票となった場合で、どちらかが投票となった場合は、投票となった場合のスケジュールでどちらも行うこととなります。

候補者の選挙運動費用支出制限額ですが、町長選挙は固定額130万円、人数割額が110円に選挙時登録による登録人数を乗じた金額、議員選挙が固定額90万円、人数割額1,120円に選挙時登録による登録人数を乗じて、定数15で除した金額となります。参考までに本日の選挙人名簿登録者数で算定した場合、町長選挙が2,827,000円、議会議員選挙が1,937,000円となります。

選挙啓発ですが、防災無線、広報みたね、町ホームページへの掲載、啓発用品、のぼりの設置を予定しています。

最後に、感染対策として、「三種町選挙執行における感染対策の手引き」により対応します。以上です。

嶋田委員長
嶋田委員長
石井書記長
嶋田委員長

協議第1号の説明について、何かご質問等ありませんか。

当選証書の付与ですが、当日どのように付与していましたか。

本人は来てないので、代理人に渡しています。

間違いの無いように渡さなければいけませんね。

石井書記 開票が終わり、その場で開票結果を発表して選挙会が終わることになり、その結果を選挙管理委員会に諮り、その後で当選証書を付与することとなります。

田村委員 前ははその場で付与した記憶があります。

嶋田委員長 その辺りは、この後また確認をしてもらいたいと思います。

無投票の場合は、10時に役場で付与するということですが、投票の場合と同じように付与することと思いますが、こちらも代理人が来て付与することになりますか。

石井書記 はい。無投票の場合は個別に案内を出して参集していただきます。

嶋田委員長 立候補予定者説明会へは私も出席ということでよろしいでしょうか。

石井書記 はい。お願いします。

嶋田委員長 わかりました。他に質問等ありませんか。

(「ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 無いようですので、原案どおり決定致します。

続きまして協議第2号「選挙公営の手引きについて」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。協議第2号「選挙公営の手引きについて」。選挙公営の手引きについて、別紙のとおり定める。

選挙公営については、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費負担の対象となり、供託物の没収が無い限り公費で負担することとなります。

手引きについては、事前に委員の皆様にお送りしておりますので、詳細説明は割愛させていただきますが、公費負担の限度額や手続きの流れ、必要書類等について記載しております。立候補届出書類の事前審査の際に、公費負担に関する書類もお持ちいただき、事前に審査を実施し、告示日の立候補届出時に同時に提出していただきます。以上です。

嶋田委員長 協議第2号の説明について、原案どおりでよろしいでしょうか。(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上となります。

次に、その他として事務局からお願いします。

畠山書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき今後の日程を説明)

石井書記長 委員長よろしいでしょうか。一点ご報告があります。

嶋田委員長 はい。どうぞ。

石井書記長 昨年12月定例会の一般質問におきまして、「投票率の向上」に向けて、ふれあいバス等を活用してはどうかという質問があり、一年間かけて、投票所の再編やポスター掲示場の縮小等、総合的に選挙管理委員会で協議すると答弁しています。今年一年かけて、7月の参院選が終わった後から協議をしていきたいと思っておりますのでお願いします。

嶋田委員長 ふれあいバスについては今回の選挙から対応していくということでしょうか。

石井書記長 今回は間に合わないと思います。ふれあいバスの代表者との話し合いも必要ですし、乗車の費用負担についても無料に出来るのか、有料となるのか、選挙費用でカバーしていくことも可能だと思いますので、参院選が終わって、来春の県議会議員選挙に向けて時間をかけてじっくり協議した方がいいと思います。投票所の再編についても、投票所によっては投票者数が30人から40人と少ないところもありますし、そのために事務従事者を5人から6人配置しなければならない状況でもありますので、その辺りを協議して、それをもってふれあいバスだとか、移動投票所であるとか、他市町村の事例も示しながら、協議していただきたいと考えています。参院選が7月ですので、終わった後、9月の選挙管理委員会から何回か協議できればと思っています。

嶋田委員長 投票所の再編となればなかなか大変かと思えます。

石井書記長 期日前投票する人がかなり増えていきますし、他市町村でも再編されています。当町も前回の再編からかなり経過していますので、投票率の推移等も見ながら協議いただきたいと思えます。

嶋田委員長 今年は色々と忙しくなりますが、よろしくをお願いします。

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前10時38分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____